

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「上場有価証券手数料一覧表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し
- ・ 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

当社の概要

商 号 等 今村証券株式会社 金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第3号
本 店 所 在 地 〒920-0906 石川県金沢市十間町25番地
加 入 協 会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金 8億57百万円
主 な 事 業 金融商品取引業
設 立 年 月 昭和19年7月
連 絡 先 お取引のある本・支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所 : 〒920-0906 石川県金沢市十間町25番地
電 話 番 号 : 076-233-4818 (内部管理部)
受 付 時 間 : 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分 (祝日を除く)

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住 所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電 話 番 号 : 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)
受 付 時 間 : 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分 (祝日を除く)

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shijo/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

1. 国内金融商品取引所上場有価証券売買手数料（債券を除く）

<対面取引>

約定金額	手数料率
100万円以下の場合	約定金額の 1.201750%
100万円を超え 200万円以下の場合	〃 0.893475% + 3,082.75 円
200万円を超え 500万円以下の場合	〃 0.815100% + 4,650.25 円
500万円を超え 1000万円以下の場合	〃 0.606100% + 15,100.25 円
1000万円を超え 3000万円以下の場合	〃 0.574750% + 18,235.25 円
3000万円を超え 5000万円以下の場合	〃 0.261250% + 112,285.25 円
5000万円を超える場合	242,910 円

但し、約定金額の1.201750%に相当する額が2,612円に満たない場合は2,612円とします。

<i-FX（インターネット取引）>

約定金額	手数料率
100万円以下の場合	約定金額の 1.0120%
100万円を超え 200万円以下の場合	〃 0.7524% + 2,596 円
200万円を超え 500万円以下の場合	〃 0.6864% + 3,916 円
500万円を超え 1000万円以下の場合	〃 0.5104% + 12,716 円
1000万円を超え 3000万円以下の場合	〃 0.4840% + 15,356 円
3000万円を超え 5000万円以下の場合	〃 0.2200% + 94,556 円
5000万円を超える場合	204,556 円

但し、約定金額の1.0120%に相当する額が1,100円に満たない場合は1,100円とします。

- * 優先株等の売買手数料は上表を準用します。
- * 新株予約権証券、優先証券、優先出資証券、カントリーファンド、株価指数連動型投資信託受益証券(ETF)、日経300株価指数連動上場投資信託、不動産投資信託証券 (REIT)、受益証券発行信託の受益証券に係る売買手数料は上表を準用します。

2. 外国金融商品市場等に上場されている株式売買手数料

<外国現地委託取引>

売買金額	取次手数料
100万円以下の場合	売買金額の 0.990%
100万円を超える場合 300万円以下の場合	“ 0.880% + 1,100円
300万円を超える場合 500万円以下の場合	“ 0.715% + 6,050円
500万円を超える場合 1000万円以下の場合	“ 0.660% + 8,800円
1000万円を超える場合 3000万円以下の場合	“ 0.550% + 19,800円
3000万円を超える場合 5000万円以下の場合	“ 0.440% + 52,800円
5000万円を超える場合 1億円以下の場合	“ 0.385% + 80,300円
1億円を超える場合	“ 0.330% + 135,300円

* 現地証券会社等へ支払う現地手数料等を別途申し受けます。

* 売買金額とは、現地の約定金額に現地手数料等を加減した額を円換算した額です。

3. 転換社債型新株予約権付社債売買手数料

約定金額	手数料
100万円以下の場合	約定代金の 1.100%
100万円を超える場合 500万円以下の場合	“ 0.990% + 1,100円
500万円を超える場合 1000万円以下の場合	“ 0.770% + 12,100円
1000万円を超える場合 3000万円以下の場合	“ 0.605% + 28,600円
3000万円を超える場合 5000万円以下の場合	“ 0.440% + 78,100円
5000万円を超える場合 1億円以下の場合	“ 0.275% + 160,600円
1億円を超える場合 10億円以下の場合	“ 0.220% + 215,600円
10億円を超える場合	“ 0.165% + 765,600円

4. 債券売買手数料

額面総額	額面 100 円に対する手数料		
	国 債	政府保証債 地方債	その他債券
500万円以下の場合	44.0 銭	66.0 銭	88.0 銭
500万円を超える場合 1000万円以下の場合	38.5 銭	55.0 銭	71.5 銭
1000万円を超える場合 5000万円以下の場合	33.0 銭	44.0 銭	55.0 銭
5000万円を超える場合 1億円以下の場合	27.5 銭	33.0 銭	38.5 銭
1億円を超える場合 10億円以下の場合	11.0 銭	16.5 銭	22.0 銭
10億円を超える場合	5.5 銭	11.0 銭	16.5 銭

注 1 約定金額（一口注文）については同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを一口としてお取扱いいたします。

注 2 円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

注 3 この一覧表の手数料については、消費税相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更になることがあります。